

SOFTIC知財ゼミ第4回

「音楽教室における著作物使用にかかわる
請求権不存在確認事件」
(東京地方裁判所 平成29年(ワ)第20502号)

ディベート用・補足資料

平成29年11月15日

発表者: 出井 甫・久 勇介・中村 幸子

(本資料: 中村幸子)

ディベート用補足資料

1. 日本の音楽文化が発展するためには
2. 著作権法立法時の「演奏権」の考え方
3. 演奏行為の主体を拡張する裁判例
4. 米国制度との比較
5. ディベートのスケジュール

1. 日本の音楽文化が発展するためには

原告が主張する「著作権法第22条を解釈する指針」(訴状より)

1	著作権法の目的(1条)「文化の発展に寄与する」
2	教育基本法第12条(旧法第7条)第1項、第2項 「国の社会教育奨励義務」
3	市民の感覚 「60万件を超える被告に対する批判的なコメント等」
4	著作者意思の推定「作曲者が作曲で意図した音楽→「完成した音楽」を聞かせること」「教育の場で自分の曲が教材として使用されることにより、ファン層が拡大され、CDや配信の拡販」

日本の音楽文化発展のために、民間の音楽教育とJASRACが果たす役割とは・・・

1 (1) 民間の音楽教育の役割

①義務教育 中学校の音楽科の年間総時間数

年々減少。

	1年生	2年生	3年生
1962—1992年	70(2)	70(2)	35(1)
1993—2001年	70(2)	35-70(1-2)	35(1)
2002年—	45(1.3)	35(1)	35(1)

出典:「2018年問題とこれからの音楽教育」()内の数字は1週間内の時間数

②専門教育 (出典:文部科学省「学校基本調査」H28年度)

音楽大学	短期大学	専修学校
16,140名	1,192名	5,670名

年々減少。プロの演奏家は狭き門。少子化や就職先・高額の授業料等の原因。

③民間の個人レッスン (出典:ヤマハ「平成28年度事業報告書」)

	会場数	講師数	生徒数
ヤマハ音楽教室	3,200会場	8,500名	280,000名
ヤマハ大人の音楽レッスン	1,300会場	4,500名	110,000名

大きな役割

1 (2) JASRACの役割 (演奏会使用料)

●演奏会等での使用料

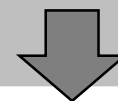
- ・もし「世界で一つだけの花」をこのゼミで歌うなら・・・
- ・入場料0円、会場定員数25名、曲数1、公演時間5分として
- ・JASRAC使用料計算シミュレーション(演奏会など)によると

支払えば使える!

(1)1曲単価 250円 × 1曲 = 250円

(2)公演1回ごとの使用料 = 2,000円

(1)か(2)のいずれか少ない額が使用料



・1公演の概算使用料(税込) 270円

●使用料の分配: 演奏曲目報告に基づき、関係権利者に分配

演奏会等での使用料	世界に一つだけの花	分配	JASRAC 管理手数料(25%)
270円	作詞者: 槇原 敬之(全信託)	67円(25%)	-17円
	作曲者: 槇原 敬之(全信託)	67円(25%)	-17円
	音楽出版者: (株)ジャニーズ出版(全信託)	135円(50%)	-34円

注) 消費税や所得税などの金額は省略

創作者に還元

2. 著作権法立法時の「演奏権」の考え方

●原告の意見陳述要旨より(H29/9/6)

「1970年の現行著作権法制定時、立法者が音楽教室からの徴収を意図していなかったことは明白」

「もし、著作権法制定時に音楽教室からも著作物の使用料を徴収すべきだと考えていたのであれば、・・・確実に徴収を可能とする文言が採用されていた筈」

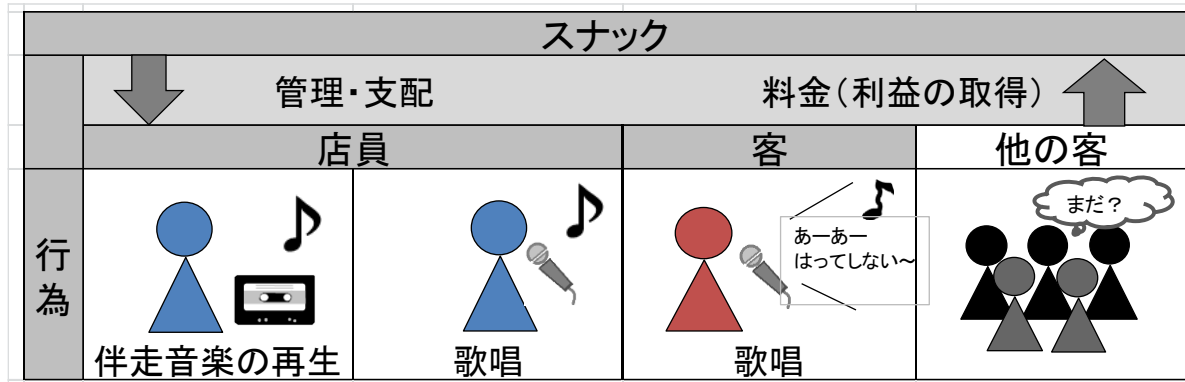
●加戸守行著『著作権法逐条講義』 著作権法第22条

「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」といいますのは、聴衆又は観衆のいる前で演奏家が音楽を演奏するのが典型的な例ですが」

「「目的として」ということについては、これは目的意志があればよろしいということですから、理屈だけで申しますと、例えばコンサートを開催したけれどもお客が一人も来ないといった無人の演奏会であっても、「公」に該当します。」

3. 演奏行為の主体を拡張する裁判例(1)

●クラブキャッツアイ事件(最判昭和63年3月15日)

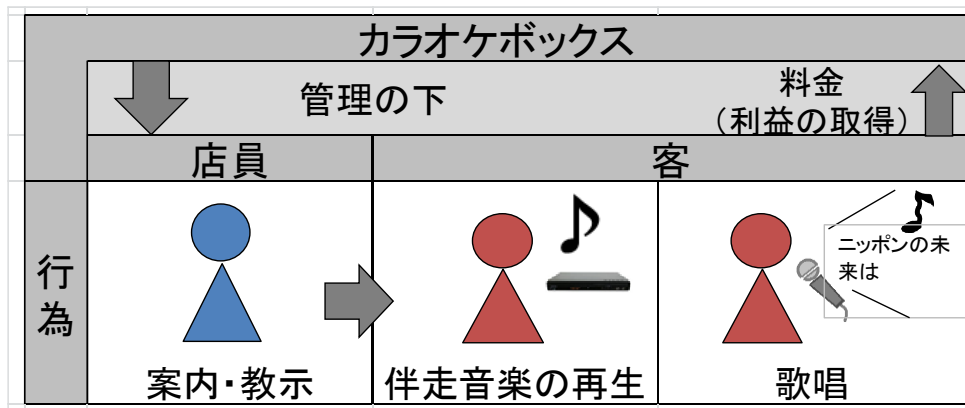


【カラオケ法理】

①管理・支配性、②利益性の2要件

客の歌唱も店側が演奏主体となった。

●カラオケボックスビックエコー事件(東京高判平成11年7月13日)



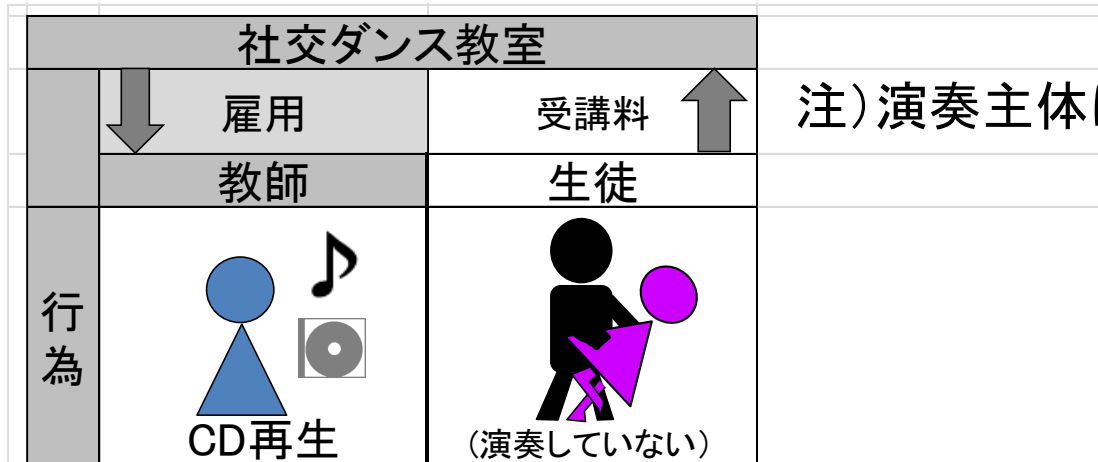
クラブキャッツアイ事件の考え方を適用し、

個室の客の歌唱も、店側が演奏主体となった。

「カラオケ法理」は、特殊な状況下(著作権法附則第14条:適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生は、当分の間、著作権の侵害に当たらないとした経過措置があった。2000年廃止)だけのもの。現在では合わないため、見直すべきという意見あり(上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」等)

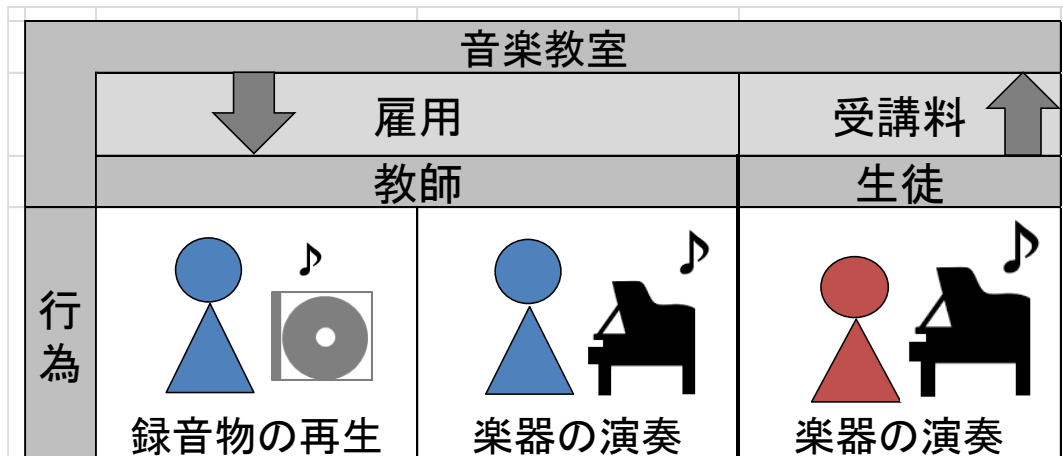
3. 演奏行為の主体を拡張する裁判例(2)

● 社交ダンス教室事件(名古屋高判平成16年3月4日)



注) 演奏主体は論点ではない。

● 音楽教室事件(本事件)

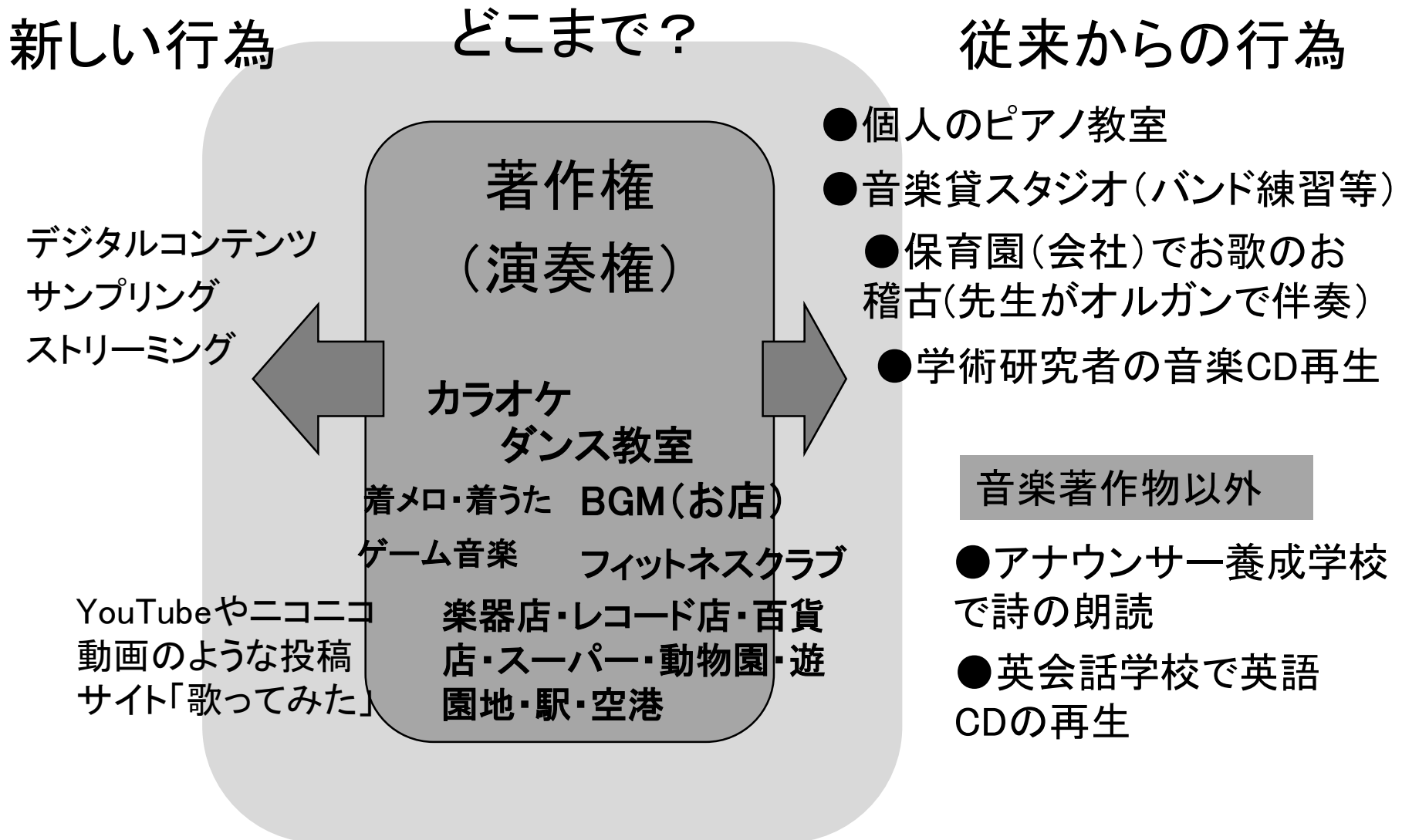


演奏主体を音楽教室にしないと...

生徒個人の演奏なら、非営利無料の演奏なので適法(著38条1項)になる可能性あり。

音楽教室の場合、生徒の演奏が中心

3. 演奏行為の主体を拡張する裁判例(3)



4. 米国制度との比較(1) 米国著作権法「実演権」

実演権(米国著作権法106条)

- (4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (6) 録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

実演権の制限(米国著作権法第110条)

第106条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

(1) 教師または生徒が、非営利的教育機関の対面教育活動の過程で教室または教育にあてられる同様の場所で行う著作物の実演または展示。ただし、映画その他の視聴覚著作物については、その実演または個々の映像の展示が、本編に基づき適法に作成されたものでないコピーを用いて行われ、かつ、当該実演の責任者が当該コピーが適法に作成されたものでないことを知りまたはそう信じる理由がある場合を除く。

(公益社団法人著作権情報センター訳)

4. 米国制度との比較(2) 「公の」の解釈

米国著作権法第101条「公の」の定義

著作物の「公の」実演または展示とは、以下のいずれかをいう。

(1) 公衆に開かれた場所*1または家族および知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所*2において、著作物を実演しまたは展示すること。

(2) 著作物の実演または展示を、何らかの装置またはプロセスを用いて、第(1)節に定める場所または公衆に送信しまたは伝達すること(実演または展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない)。

(公益社団法人著作権情報センター訳)

*1: レストランやバー、コンサートホール

*2: クラブ、宿泊施設、工場、サマーキャンプ、学校など (semi-public place)

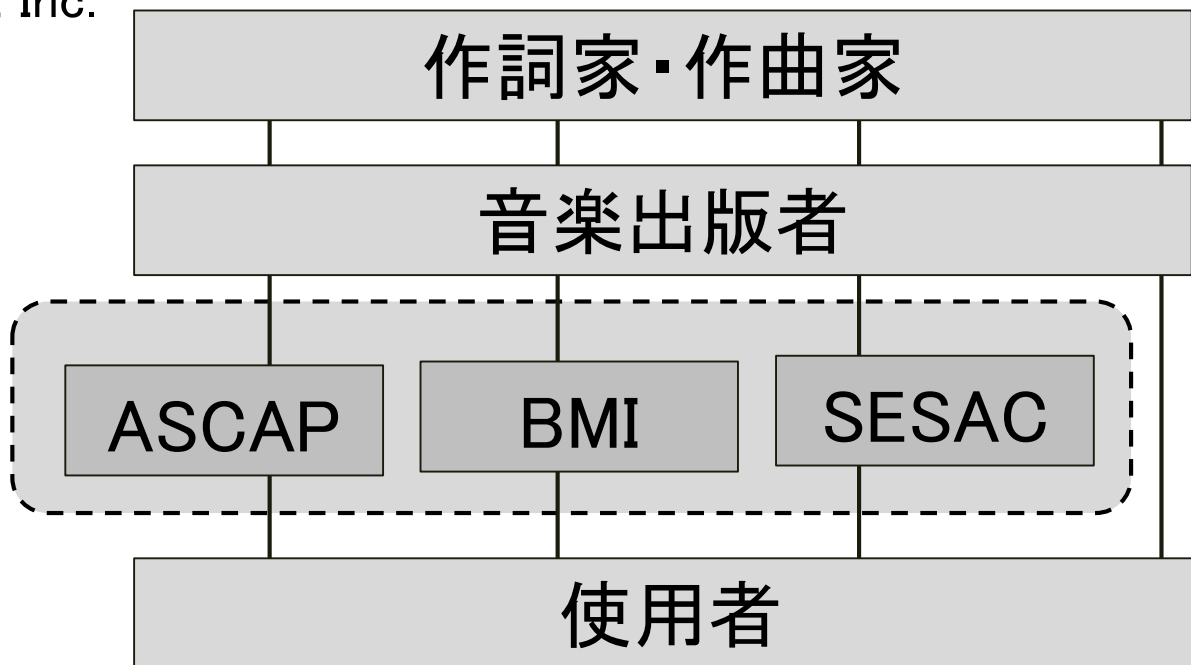
裁判例: Columbia Pictures Indus., Inc. v. Professional Real Estate Investors, Inc

ホテルの宿泊客にビデオをレンタルするサービスについて、宿泊客が自分の部屋で映画を観賞することは、「映画が公に実演されている」とはいえないとされた事件。原告は、ホテルの部屋は公衆の誰でも借りられるものなので公衆に開放されているという主張。米国法は場所に着目する考え方。On Command Video事件では、同じホテル個室だが行為主体者はホテルになった(ただし、ビデオ持ち込みではなく配信型)

4. 米国制度との比較(3) 演奏権管理団体

音楽著作物の実演権の集中管理業務を行う組織

- ① American Society of Composers, Authors and Publishers (“ASCAP”)
- ② Broadcast Music, Inc. (“BMI”)
- ③ SESAC, Inc.



4. 米国制度との比較(4) ASCAP契約書(音楽学校版)

ASCAPのLICENSE AGREEMENT – Music School

I. ANNUAL LICENSE FEE BASED ON NUMBER OF LOCATIONS:

- 1. TOTAL NUMBER OF LOCATIONS
- 2. LICENSE FEE PER LOCATION x \$236.00

·+

II. COMPUTATION OF LICENSE FEE BASED NUMBER OF TICKETED RECITALS:

- 1. NUMBER OF TICKETED RECITALS IN REPORTING QUARTER
- 2. LICENSE FEE RATE x \$20.00

生徒の月謝×数パーセントという使用料はなく、
一拠点あたり年間236ドル、有料リサイタル1回あたり20ドル

5. ディベートのスケジュール

	内容	担当者	所要時間
1	発表者による説明	久・出井・中村	30分
2	各グループの検討	原告・被告・判定グループ	10分
3	原告・被告の主張	原告・被告グループ	各5分
4	原告による反論	原告グループ	10分
5	被告による反論	被告グループ	10分
6	判定員による質問	判定グループ	10分
7	各グループの検討	原告・被告・判定グループ	10分
8	原告・被告の最終弁論	原告・被告グループ	各5分
9	判定結果発表	判定グループ	10分
10	講評	指導講師	10分